

番 号	12 請願第 6 号 ( 厚生付託 )
受理年月日	平成 1 2 年 2 月 2 8 日
件 名	市民本位の国民健康保険制度および介護保険制度の実施を求めること について
提 出 者	三鷹社会保障推進協議会 会長 相沢 秀樹
紹介議員	岩田 康男
要 旨	
<p>長引く不況のもとで困窮をきわめている市民の暮らしを守るため日夜、尽力されている貴職に敬意を表します。</p> <p>『三鷹市介護福祉条例』(案)に「要介護認定で自立と判定された者等のうち、必要とする者に対して一般福祉・保健サービス(介護保険サービス以外のサービス)の提供」をすることが明記されたことを、私どもは介護保険策定委員会などで表明された市民の意見が取り入れられたものとして歓迎し、期待をもって3月市議会を見守るものです。しかし、前述の条例案および2000年度予算案が不況、国による増税攻撃、東京都の福祉切り捨て政策などから市民生活を守るに足るものとは考えません。</p> <p>まず、国民健康保険税の増税は現在でも多数の滞納者が存在する現実をみる時、介護保険料の徴収と合わせてさらなる滞納者を生み出す危険性をはらんでいます。現行16,800円の被保険者均等割り額を20,400円に引き上げ、課税限度額の43万円を48万円に引き上げるといふ社会保障制度の根幹をなす医療保険の分野での改悪は、これまで近隣の市と比較しての三鷹市の見識を評価してきた当協議会として、断固実施を断念することを望むものです。また介護保険に関しても多くの市民から不安の声が寄せられています。政府、厚生省の度重なる変更により実施主体である三鷹市と担当部局職員のご苦勞は察するに余りあります。その中で低所得者に対する在宅介護サービス利用料減免が提案され、私どもがこれまで要望してきたことが実現に近づいたと喜びを感じます。国、都の悪政から市民生活を守る防波堤としての役割を三鷹市が果たされることに大いに期待し、以下の6項が実現するよう3月市議会での論議と採択をお願いするものです。</p> <p>〔請願事項〕</p>	

次に掲げる6項が実現されるような予算、条例づくりをしてください。

- 1 . 国民健康保険税の増税を行わないこと。
- 2 . 国民健康保険税の滞納者に対して、引き続き保険証を交付すること。
- 3 . 利用料の減免を行うだけでなく、介護保険料についても減免制度を拡充すること。  
1号被保険者については半年後、1年半後の保険料減免を今から用意すること。2号被保険者についても高知市や野田市で提案されているように減額制度を設けること。
- 4 . ケアプランの作成ばかりがクローズアップされているケアマネージャーは給付管理という重要な役割も担うことを考慮し、三鷹市が責任をもって研修会などを開催して、ケアマネージャーを育成すること。
- 5 . デイサービス、ショートステイが三鷹市内で希望者全員に提供できるように施設を整備すること。
- 6 . これまで措置制度で受けていたサービス内容が後退することのないよう、介護保険支給限度額を上回るサービスであっても、市民が必要とするサービスを一般福祉・保健サービスとして提供すること。